

市民の皆様へ

上下水道局職員の懲戒処分の公表について

令和5年11月16日付けで、次のとおり職員へ処分を行いましたので公表いたします。

1. 上下水道局職員（30代 男性 主任主事）

被処分者は、第三者（妻）の免許証を用いインターネットを通じて銀行口座を開設しようとしたとして詐欺容疑で逮捕されました。

その後、県警の捜査を経て検察庁から、不起訴処分とされております。

本件については、地方公務員法第29条第1項第3号の「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合」に該当するとして、停職1月といたしました。

今回の不祥事は大変遺憾であり、市民の皆様には深くお詫び申し上げます。

関係法令を遵守しつつ、全力を挙げて職務に専念し、職務を遂行すべき責を有する市職員として絶対にあってはならない行為であり、今後、再発防止策を講じるとともに法令遵守・綱紀粛正に努め、信頼回復に職員一丸となって取り組んでまいります。

市民の皆様には重ねて心からお詫び申し上げます。

令和5年11月17日
宜野湾市上下水道事業管理者
上下水道局長 島袋 清松